

政令第三百三十六号

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十四年五月一日とする。

理由

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。